

令和 7 年 度 第 4 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 7 . 8

第 4 回笠岡市農業委員会議事録

1 招集日時 令和7年7月8日 午前 9時30分

2 開会日時 令和7年7月8日 午前 9時30分

3 閉会日時 令和7年7月8日 午前10時10分

4 出席，欠席，遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	鹿 嶋 耕 三	出	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	出	10	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	11	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	12	守 屋 映 男	出
6	西 江 務	出	13	和 田 晃 佳	出
7	大 平 貴 之	遅参			

5 会議に出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
推進委員	馬 上 百 生	推進委員	藤 田 潔
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	大 平 章 之
推進委員	藤 原 美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	林 和 美	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	大 本 憲 治	主 査	倉 田 和 輝
推進委員	有 本 正 義	主 事	山 部 俊 貴
推進委員	岡 田 晴 次	主 事	小 川 航 平
推進委員	西 山 雅 子	主 事 補	升 谷 公 祐
推進委員	西 江 敬 一		

	氏 名		氏 名
傍聴人			

6 提出議案

議 案 番 号	議 題
議案第15号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第16号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第17号	農用地利用集積等促進計画（案）の作成について
報告第10号	農地法施行規則該当転用届について
そ の 他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

8 番委員

9 番委員

事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第4回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それではただ今から、第4回の農業委員会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を8番櫛田委員さん、9番佐内委員さん、よろしくお願いします。 それでは議案の審議へ移りたいと思います。 会長、よろしくお願いします。
会長	それでは、議案第15号「農地法第3条第1項の規程による許可申請について」関連がありますのでナンバー29号、30号を併せて上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー29号、30号でございます。〇〇及び〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は少しの農業経験がありますが、農地を取得するのは初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しております。農業には本人のみ従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われま。 以上でございます。よろしくお願いします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー31号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

	す。
事務局	ナンバー31号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は譲受人が自宅付近農地を譲り受けるものです。 譲受人は50年の農業経験があり、申請地では水稻を栽培するとのことです。農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しております。農業には子と従事するとのことです。労働力が十分に確保されており、農機具も所有していることから、耕作管理は可能だと考えられます。これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー32号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー32号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得するのが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しております。譲受人の職場が笠岡市内にあり、今後申請地付近に転居する予定であるとのことです。農業には妻と従事予定であり、アスパラガスを栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー33号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー33号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得するのが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しており、申請地付近に居住しているとのことです。農業には妻と従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー34号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー34号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農業経験がありますが、農地を取得するのが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しており、申請地付近に居住しているとのことです。農業には妻と従事予定であり、水稻を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されてい

	ることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー35号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー35号でございます。〇〇から〇〇3条の所有権移転（贈与）でございます。 本案件は譲渡人からその孫である譲受人に遺贈によって農地を譲り渡すものです。 譲受人は10年の農業経験がありますが、農地を取得するのが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しております。農業には妻と従事予定であり、水稻及び野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇反ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー36号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	ナンバー36号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 本案件は農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農地を取得するのが初めてのため、営農計画書が提出されております。農機具は多数所有しており、申請地隣地に居住しているとのことです。農業には妻と従事予定であり、果樹を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー13号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー13号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の使用貸借権設定（永年間）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。 借受人は、申請地を自己用住宅として転用したいとのことです。借受人は、現在居住する住宅の老朽化に加えて、一部住居部分が借入地であり、借用の解消と建物の整理を考えているため、身内から土地を借り受けて住宅を建設し転居したいとのことです。また、申請地の隣接地には身内が居住しており、身内の面倒を見るため、申請地に居住したいとのことです。身内の所有地をすべて検討しましたが、申請地以外の土地には建設不可能な状態であるとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地の土砂は沈殿槽に流入するようにして水

	路に直接流入しないようにし、隣接地との境界部分には、コンクリート擁壁を設置するため、周囲への土砂の流出はないと思われます。雨水は、擁壁内に排水路及び沈殿枳を設け、既存水路へ接続し、生活雑排水は、合併処理槽に接続して直接既存の排水路に流入しないようにするため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは約5.1mであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー14号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー14号でございます。〇〇から〇〇、〇〇へ参ります5条の所有権移転（売買）でございます。申請地は〇〇地区の畑〇筆、農地区分は第2種農地、転用目的は住宅用地でございます。 譲受人は、将来両親を呼び寄せ、介護したいと考えておりますが、現在居住している賃貸住宅では駐車場から長い階段があり、介護に適さないため、住宅を建設し転居したいとのことです。また、申請地に住宅を建設することで、家族の事業である事務所として利用できるとのことです。さらに、申請地は、家族の事業の活動拠点に近く、活動に邁進できるとのことです。これらの条件を満たす土地は申請地のみであったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地の土砂については、宅内排水路及び宅内枳に流入するようにするため、周囲への土砂の流出はないと思われます。雨水は、敷地内に排水路及び宅内枳を設け既存排水路に接続し、生活雑排水は、合併処理槽に接続し、直接既存排水路に流入しないようにするため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物は高さ5.2mほどであるため、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。 よろしく願いいたします。

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第 16 号「農用地利用集積等促進計画（案）の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	本計画案は、令和 7 年 8 月 2 6 日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3～5 年の設定対象筆数が 3 筆、設定対象面積が 1,237 m²、設定対象人数が 1 人、10 年以上の設定対象筆数が 2 筆、設定対象面積が 890 m²、設定対象人数が 1 人となっております。 これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 2 項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	〇〇地区については問題ありません。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 10 号「農地法施行規則該当転用届について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の件で、事務局から何かございますか。
事務局	（１）次回農業委員会 8 月 5 日(火)午前 9 時 3 0 分から <u>第 1 会議室</u> （２）その他 ・業務必携の配布 それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。